

(宛先) 札幌市長

施設等利用費請求書 (一時預かり・認可外保育施設等)

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、別途申し出る償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、札幌市内に居住していることを札幌市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることや、利用料の支払い状況を札幌市が対象施設や保護者に確認すること。
3. 課税状況を札幌市が確認すること。

1. 請求対象月

請求対象月	(令和) 年 月 利用分
-------	--------------

請求日	令和 年 月 日
-----	----------



2. 請求する保護者(認定保護者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	(印)	現住所	
		電話番号	



3. 利用した児童(認定子ども) ※児童ごとに請求書を分けてください。

フリガナ		認定番号	
氏 名		生年月日	年 月 日



4. 利用した認可外保育施設等

添付の提供証明書・領収証等のとおり。

添付枚数	枚
------	---



※ 請求対象月分の「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書(認可外保育施設等)」を添付してください。
(上限額を超える分については添付不要)

なお、さっぽろ子育てサポートセンターを利用した場合は「援助活動報告書」、札幌市こども緊急サポートネットワークを利用した場合は「援助活動の報告」又は「病児保育の報告書」を添付してください。

5. 認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求額

利用料の内訳は添付の証明書・領収証等のとおり。

請求額	円
-----	---



※ 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※ 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
ただし、幼稚園・認定こども園に通われている方は、第2号認定の場合は月額11,300円、第3号認定の場合は16,300円です。

途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・途中で認定期間が終了する場合、
又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
- ・途中で認定期間が開始される場合、
又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

「初めて請求・振込口座を変更」する方は別紙「振込口座申出書」もご記入ください。